

# 施設入所支援に関する入所調整要領

## (目的)

第1 この要領は、「群馬県障害者施設入所調整委員会設置要綱」第7の規定に基づき、群馬県内に設置されている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第5条に規定する施設入所支援を行う施設（以下「支援施設」という。）の入所調整に関し必要な事項を定める。

## (申込)

第2 入所希望者は、原則として支援施設の見学を済ませた後に、支援施設入所申込書（参考様式）を市町村へ提出する。

## (待機者がいる場合)

第3 入所を希望する支援施設に空床がなく待機が必要となる場合、市町村は支援施設入所調整依頼書（様式1号、以下「入所調整依頼書」という。）を入所調整委員会へ提出する。

## (入所待機者がいない場合)

第4 入所を希望する支援施設に待機者がおらず、かつ、当該支援施設に利用可能な空床がある場合、市町村は入所調整依頼書を入所調整委員会へ提出する必要はない。

この場合において支援施設は、入所希望者、家族又は相談支援事業所等と連絡のうえ、入所が決まった時点で市町村及び入所調整委員会へ連絡する。

なお、当該入所者が、第5に定める待機者名簿で他の支援施設を待機している場合は、すべて取り下げ扱いとする。

## (待機者名簿の作成及び順位)

第5 入所調整委員会は、各月1日時点での待機者名簿（様式7号）を作成し、支援施設及び市町村等に情報提供する。

待機者名簿の順位は、原則として入所調整委員会が入所調整依頼書を受理した日（以下「調整基準日」という。）の早い順とする。同一支援施設を希望する者に係る調整基準日が同日の場合、抽選により順位を決定する。

2 待機者名簿に登載後に記載内容に変更が生じた場合は、市町村は変更後の入所調整依頼書を入所調整委員会へ提出する。

3 待機者から支援施設を利用しない旨の申出があったときは、支援施設入所調整依頼取り下げ届（様式2号、以下「取り下げ届」という。）を入所調整委員会へ提出する。

（支援施設に空床が生じた際の待機者等への連絡）

第6 支援施設は、待機者名簿の最上位の者から順に、入所待機者等と連絡のうえ、入所者が決まった場合は市町村及び入所調整委員会に連絡する。

なお、入所が決まり、当該入所者が第5に定める待機者名簿で他の支援施設を待機している場合は、入所する支援施設以外の支援施設を全て取り下げ扱いとする。

2 入所順位がきたときに待機者が自己都合で入所しない場合、待機者は当該支援施設に係る入所調整依頼書を取り下げる。

自己都合とは、支援施設が受入可能であるにも関わらず、その時点で本人又は家族の意向により入所しないことを指す。医療的な対応が優先されるため入所できない場合等は、これに当たらない。

3 自己都合により入所しない場合、支援施設は待機者等に対し、取り下げとなることを説明のうえ、市町村で当該支援施設に係る取り下げ手続きを行うよう伝える。

あわせて、支援施設は自己都合により入所しない事案について、入所調整委員会へ連絡する。

入所調整委員会は、自己都合により入所しない事案を把握したら、速やかに市町村に情報提供を行う。これを受けて市町村は、必要に応じて待機者等への連絡等を行う。

（対象者の年齢）

第7 入所対象者の年齢は65歳未満とする。

ただし、支援施設への入所が必要と認められる場合は、65歳以上であっても入所調整依頼書を提出することができる。

また、入所調整依頼書提出後に65歳に達しても、支援施設への入所が必要と認められる場合は継続待機できる。

なお、いずれの場合であっても、市町村はその理由を入所調整委員会に報告する。

（特別な事由による入所調整）

第8 次のいずれかに該当する場合は、第5の規定にかかわらず、入所調整委員会は緊急性を考慮して入

所調整を行うことができる。

- (1) 介護が必要な状況にあり、保護者等介護者の死亡・長期入院等により現に介護を行う者がいなくなったとき。
- (2) 保護者等介護者が、虐待など障害者的人権を侵害しているとき。
- (3) 保護者等介護者の介護能力が限界に達したとき。

(地域移行による優先待機)

第9 支援施設入所者が、グループホームへの入居等、地域移行により支援施設を退所した場合（以下「チャレンジ移行」という。）、その者が退所した日から2年以内に同一支援施設への再入所を希望したときの当該支援施設における待機者名簿の順位は最上位（この制度の先行待機者がいるときはその次の順位）とする。

2 チャレンジ移行による優先待機に関し必要な事項は別に定める。

(特別支援学校等在学生の特例)

第10 特別支援学校等在学生のうち卒業後に支援施設の入所を希望する者（以下「在学生」という。）は、卒業する学年に申込を行う。

なお、この特例による場合、卒業式の日までの間に限り、入所順位がきたときに支援施設に入所しない場合も取り下げ扱いとはしない。

2 在学生の入所調整に関し必要な事項は別に定める。

(県外待機者)

第11 支援施設は、空床が発生し、かつ、県内待機者がいない場合のみ、県外待機者への連絡を行う。ただし、県内の児童施設に入所又は通所する（していた）県外待機者は、県内待機者と同様に扱う。

(他の支援施設への移動)

第12 他の支援施設への移動は、入所調整の対象とする。

ただし、同一法人内の相互の支援施設に移動希望者があり、同一法人内で交換による入所ができる場合に限り、入所調整の対象としない。

なお、同一法人内で支援施設の移動を行う場合、支援施設は同一法人内での交換による入所届（様式第10号）により入所調整委員会へ報告する。

(援護実施主体の変更)

第13 市町村は、待機者が他市町村へ転出した場合は、市町村間で事務引継を行うとともに、転出先市町村は、支援施設入所調整の援護実施主体の変更届（様式9号）を入所調整委員会へ提出する。

(新規開設)

第14 支援施設の新規開設に伴い入所希望者が定員を超えることが見込まれる場合は、第5の規定にかかわらず、関係者（障害政策課、市町村、開設支援施設、心身障害者福祉センター）による協議を行い、入所対象者を調整する。

(現況報告)

第15 市町村は、入所調整依頼書を提出した待機者の現況を年に1回以上入所調整委員会へ報告する。

(入所状況等)

第16 支援施設は、支援施設入退所状況届（様式4号）を毎月10日までに入所調整委員会へ提出する。入所調整委員会は、支援施設入所状況（様式6号）を支援施設及び市町村等へ情報提供する。  
2 支援施設は、毎年4月1日時点の支援施設入所者名簿（様式3号）を4月10日までに入所調整委員会へ提出する。

## 附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

## チャレンジ移行による優先待機の取扱い

施設入所支援に関する入所調整要領の第9に規定するチャレンジ移行による優先待機の取扱いを定める。

### (制度の説明)

第1 支援施設は、チャレンジ移行による優先待機の制度を対象者やその家族に説明し、地域移行への不安解消に努める。

### (対象者名簿の作成)

第2 入所調整委員会は、支援施設入退所状況届（様式4号）の退所理由欄等から、チャレンジ移行対象者を把握し、待機者名簿内のチャレンジ移行対象者名簿（以下「チャレンジ移行対象者名簿」という。）に登載する。調整基準日は支援施設を退所した日とする。

チャレンジ移行対象者名簿へは、支援施設を退所した日から2年間登載する。

（例 3月31日に退所…2年=2年後の3月31日まで）

### (再入所の手続き)

第3 チャレンジ移行対象者名簿登載者が、同一支援施設への再入所を希望するときは、市町村に対し施設入所支援に関する入所調整要領第2に定める申込を行う。

市町村は、入所調整依頼書を入所調整委員会へ提出する。

### (優先待機)

第4 入所調整委員会は、入所調整依頼書を受理したときは、その者を当該支援施設に係る待機者名簿の最上位へ登載する（この制度の先行待機者がいるときはその次の順位）。

なお、欠員の発生がなく2年以内に再入所できないときは、欠員が生じるまで優先待機ができる。

### (入所しない場合)

第5 入所順位がきたときに支援施設に入所しない場合、入所調整委員会はチャレンジ移行対象者名簿へ再登載する。この優先待機の制度は、退所した日から2年以内であれば何度でも手続きすることができる。

(情報提供)

第6 入所調整委員会は、チャレンジ移行対象者名簿を市町村、支援施設等の関係機関へ情報提供する。

附 則

この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から適用する。

## 特別支援学校等在学生の入所調整の実施にかかる取扱い

施設入所支援に関する入所調整要領の第10に規定する在学生の入所調整の実施にかかる取扱いを定める。

### (申込できる学年)

第1 在学生が卒業後の入所について申込できるのは、卒業する学年とする。

### (受付期間)

第2 在学生からの支援施設入所申込書の市町村受付期間は毎年9月1日から11月10日とし、県及び県教育委員会は入所申込の方法について関係機関に周知する。

### (申込)

第3 在学生は、原則として支援施設の見学を済ませ、希望する支援施設を選定し、受付期間内に支援施設入所申込書を市町村へ提出する。

市町村は、入所調整依頼書の右上に「在学生」と朱書きし、入所調整委員会へ12月1日までに到着するよう送付する。ただし、12月1日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その前日までとする。

### (待機者名簿への登載と抽選)

第4 入所調整委員会は、第3により提出された入所調整依頼書を12月1日付けで受理（調整基準日は12月1日）し、待機者名簿に登載する。複数の希望者が同じ支援施設への入所を希望した場合は抽選により順位を決める。

12月2日以降に到着した入所調整依頼書は到着日で受理し、その受理日ごとに処理（調整基準日は受理日）する。

### (抽選の方法)

第5 入所調整委員会は、入所調整依頼書を支援施設ごとに分け、複数の希望者が同じ支援施設への入所を希望した場合は抽選を行う。

抽選にあたっては、市町村に立ち会いを求め、透明性・公平性の確保に努める。

(在学中に入所の順番がきた場合の取扱い)

第6 在学中に入所の順番がきて入所しない場合は、卒業までの間に限りこれを自己都合とはみなさない。

(利用希望の取り下げ)

第7 入所調整依頼書を提出後に利用を希望しない支援施設が生じた場合は、当該支援施設について取り下げ届を提出する。

#### 附 則

この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則

この取扱いは、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から適用する。